開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年３月５日

開成町長　山　神　　裕

開成町条例第６号

開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

開成町職員の給与に関する条例（昭和39年開成町条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（通勤手当） 第９条　通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。 （１）～（３）（略） ２　（略） ３　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１）（略） （２）　第１項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額） ア　自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員　2,000円 イ　使用距離が片道５キロメートル以上10キロメートル未満である職員　4,200円 ウ　使用距離が片道10キロメートル	（通勤手当） 第９条　通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。 （１）～（３）（略） ２　（略） ３　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１）（略） （２）　第１項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額） ア　自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員　2,000円 イ　使用距離が片道５キロメートル以上10キロメートル未満である職員　4,200円 ウ　使用距離が片道10キロメートル

改正後	改正前
以上15キロメートル未満である職員　7,300円 エ　使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　10,400円 オ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　13,500円 カ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　16,600円 キ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　19,700円 ク　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　22,800円 ケ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　25,900円 コ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　29,100円 サ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　32,300円 シ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　35,500円 ス　使用距離が片道60キロメートル以上である職員　38,700円 （３）（略） ４～８　（略）	以上15キロメートル未満である職員　7,100円 エ　使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　10,000円 オ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　12,900円 カ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　15,800円 キ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　18,700円 ク　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　21,600円 ケ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　24,400円 コ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　26,200円 サ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　28,000円 シ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　29,800円 ス　使用距離が片道60キロメートル以上である職員　31,600円 （３）（略） ４～８　（略）

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。